

湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行
規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(規則で定める職) 第2条 条例第5条第1項に規定する規則で定める職は、次に掲げる職とする。 (1) (略) (35) (略) (36) (略) <u>(37)</u> (略) <u>(38)</u> (略)	(規則で定める職) 第2条 条例第5条第1項に規定する規則で定める職は、次に掲げる職とする。 (1) (略) (35) (略) (36) <u>湯河原町上下水道経営審議会委員</u> <u>(37)</u> (略) <u>(38)</u> (略) <u>(39)</u> (略) 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	